高浜町自主防災組織推進要綱

平成２８年３月１８日

告　示　第　２１　号

全部改正　令和２年２月２０日　高浜町告示第19号

（目　的）

第１条　この要綱は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第５条第２項の規

定及び高浜町地域防災計画に基づき、町が行う自主防災組織の推進に関し必要な事項

を定め、もって地域防災力の向上に資することを目的とする。

（定　義）

第２条　この要綱において「自主防災組織」とは、その地域の防災活動を行う行政区又

　は行政区等が連合した組織が自主防災組織としての規約及び防災計画を策定し、かつ

自主防災組織として組織を結成しているものをいう。

２　自主防災組織の名称は、行政区名等の名を冠し、「行政区名等」自主防災会とする。

（自主防災組織の認定）

第３条　自主防災組織は、町長の認定を受けることができる。

（認定の申請）

第４条　前条の認定を受けようとする行政区等の代表者は、自主防災組織認定申請書

（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。

　（１）自主防災会規約

　（２）役員名簿

　（３）防災計画

（４）組織図

（５）緊急連絡網

（６）年度活動計画（様式第４号）

　（７）その他、町長が必要と認める書類

（認　定）

第５条　町長は、前条の規定による書類が提出され、適正な組織としての要件を満たし

ていると認めるときは、自主防災組織認定証（様式第２号）を当該組織に交付するも

のとする。

（自主防災組織の事業）

第６条　町長は、認定した自主防災組織に対し、おおむね次に掲げる事業の活性化を奨

励するものとする。

（１）災害予防に関すること

（２）防災知識の普及に関すること

（３）防災訓練の実施に関すること

（４）災害発生時における情報の収集伝達（防災関係機関との情報、連絡を含む。）、

初期消火、避難誘導等応急対策に関すること

　（５）その他、必要と認めること

（育成指導）

第７条　町長は、高浜町地域防災計画に基づき、自主防災組織の事業を奨励するため、

主として次の事項について育成指導を行うものとする。

　（１）防災に関する知識及び情報の提供

　（２）防災教育

　（３）防災リーダー育成

　（４）自主防災組織の環境整備

（変更の届出）

第８条　自主防災組織の代表者は、次により自主防災組織変更届出書（様式第３号）を

町長に提出するものとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 書類名 | 提出時期 |
| 規約、役員名簿防災計画等（年度活動計画を除く） | 変 更 時 |
| 年度活動計画 | 毎年４月 |

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか、自主防災組織の認定に関し必要な事項は、町長

が別に定める。

附　則

この告示は、平成２８年４月１日から施行する。

この告示は、令和２年４月１日から施行する。

様式第１号（第４条関係）

　　年　　月　　日

高 浜 町 長　様

（申請者）団　体　名

　　　　　代表者氏名

　　　　　連　絡　先

自主防災組織認定申請書

　下記のとおり自主防災組織を結成しましたので、高浜町自主防災組織推進要綱第４条の規定に基づき関係書類を添えて申請します。

記

１　組織名

２　結成年月日　　　　　　　　年　　月　　日

３　加入世帯数　　　　　　　　　　　　　世帯

４　加入区域　　　　　　　　　　　　　　区

５　添付書類

　　　　（１）自主防災会規約

　　　　（２）役員名簿

　　　　（３）防災計画等（防災計画、組織図、緊急連絡網、年度活動計画）

　　　　（４）その他、町長が必要と認める書類

様式第２号（第５条関係）

高　第　　　　号

　　　年　月　日

高浜町自主防災組織認定証

　　　　　　　　　　様

　高浜町自主防災組織推進要綱第５条の規定に基づき、貴会を自主防災組織として認定します。

　　　　　年　　月　　日

高浜町長

様式第３号

　　年　　月　　日

高 浜 町 長　様

自主防災会名

　　　　　代表者氏名

自主防災組織変更届出書

　下記のとおり自主防災組織に関して変更がありましたので、高浜町自主防災組織推進要綱第８条の規定に基づき関係書類を添えて届出します。

記

１　変更年月日

２　変更前の内容

３　変更後の内容

様式第４号（第８条関係）

年月日

　　　　　年度　　　　　　自主防災会活動計画

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 実施月 | 計　画　内　容 | 担　当 | 対象者 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |